

資料 2

明日の京都の高速鉄道検討委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府における将来の高速鉄道のあり方についての検討に当たり、専門的見地から指導助言を求めるために設置する「明日の京都の高速鉄道検討委員会」(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び組織)

第2条 委員は、京都府知事、京都市長、京都府商工会議所連合会会長が委嘱する。
2 委員は、有識者のうち、上記三者からの就任依頼を承諾した者により構成する。
3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員会に委員長及び副委員長を置く。
5 委員長は委員の互選によってこれを定め、会務を総理する。
6 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
3 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、京都府、京都市、京都府商工会議所連合会とし庶務は京都府建設交通部交通政策課に置く。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成22年7月23日から施行する。